



西東京市
農産物キャラクター
「めぐみちゃん」

農業委員会だより

西東京市の風と緑～

編集：発行 西東京市農業委員会 住所：西東京市南町 5-6-13
(田無第二庁舎 5階) TEL：042-420-2820 (直通)



西東京市
農業委員会 会長
村田 秀夫

会長あいつし

令和2年1月、西東京市農業委員会の改選が行われ、前期に引き続いて会長職に就任いたしました。会長職も長くなり、自分なりに考えるところもあつたのですが、今期は特に特定生産緑地制度への対応という農業委員会にとっては重要な役割、責務を果たしていかねばなりません。このようなことから今期も会長職を引き受けることとなりました。

また、手続においては、都市計画課と連携して適正に行われなければなりません。私も長く都市計画審議会の委員を務めており、その知見・人脈を活かしながら、特定生産緑地制度への対応に万全を期すと共に、会長職として農業委員会の法令業務等、公平・公正に活動していきたいと思えます。末筆になりますが、今期の農業委員会の活動に対してのご理解とご協力をお願い申し上げます。

今期農業委員の皆様を紹介します！



上段左から、本橋徹（運営）、柏木三郎（農地）、濱野森好（農地）、野口秀晶（運営）、下田武志（農地）、相田敏雄（運営）、安田勝治（農地）、岩崎秀夫（編集）、富岡誠一（編集）、中野雄一（農地）、
下段左から、本橋茂夫（編集）、内田富行（運営）、鵜野美代子（運営）、村田秀夫（会長）、保谷隆司（会長職務代理）、土方和雄（運営）、後藤光藏（農地）、保谷まり子（編集）、中村良典（編集）

- 運営部会：農業委員会活動、表彰、視察、研修会等について担当しています。
- 農地部会：農地利用状況調査（農地パトロール）、肥培管理に関する情報集約、農地管理基準の運用管理、納税猶予適用農地の取扱いに関する状況把握について担当しています。
- 編集部会：「農業委員会だより」の編集、地域の農業経営に関する情報発信、農業者や消費者の意見、農業に関する事業などの紹介、農業振興計画に基づく情報提供などについて担当しています。

各表彰・顕彰事業受賞者の紹介

第59回企業の農業経営顕彰
全国農業会議所会長賞

矢ヶ崎 宏行さん・美喜代さん
これからも安心安全な野菜を作っていきます。



第39回農業後継者顕彰
東京都農業会議会長賞

本橋 保昭さん
このような賞をいただき、誠に光栄です。これからも、花き生産に努力していく所存です。



令和元年度農業功労者表彰
農業功労者感謝状

保谷 武尚さん
皆様方のご指導ご鞭撻を受けた営農の結果が今回の賞をいただくこととなり大変光栄なことだと感謝しております。



今後都市農業の大切な安全安心の農産物の供給に努め、また、残り少ない農地の保全に頑張りたいと思います。

令和元年度北多摩地区農業委員会連合会
優秀農業経営者表彰

野口 勝之さん

このような賞をいただき、ありがとうございます。会社勤めをやめて、農業を専門にやるようになって、10年くらい経ちますが、なかなか思うようにいきません。

昨年から息子が農作業を手伝うようになりましたので、家族で相談しながら良い方向にいくように頑張りたいです。



第46回農業委員会等功労者表彰

村田 秀夫さん

農業委員15年表彰を受賞いたしました。私の祖父・父（田無市議選出）も15年表彰を受賞しており、3代続けてこの荣誉ある賞を受賞できましたことは、個人的に感慨深いものがあると同時に、会長職としても多年にわたり農地行政に参画できていることを関係各位に感謝申し上げます。



農業委員会等職員感謝状

小平 莉愛さん

この度は、5年勤続表彰をいただきありがとうございます。今後とも、業務に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。



第69回関東東海花の展覧会

濱中 昇一さん

誠に光栄に思っております。今後も創意工夫をして花き生産に積極的に取り組んでいきたいと考えています。



北島 徹さん

評価していただき、ありがとうございます。これからも努力してまいります。



特定生産緑地制度について

特定生産緑地制度とは、生産緑地の買取申出の期限を10年延長する制度です。指定されてから、30年が経過する前に申請することが必要となります。申請の期限については、平成4年に指定された生産緑地は、令和4年2月まで、平成5年に指定された生産緑地は、令和5年2月までとなっています。平成6年以降に指定された生産緑地については、随時期限到来通知が送付される予定です。現在、申請受付を行っておりますので、忘れずにお手続きください！

農業委員会では、引き続き都市計画課と連携しながら情報発信等に努めてまいります。詳細等については、都市計画課へお問い合わせください。

申請数

(令和2年5月末現在)

104名

※276名

※生産緑地所有者(令和元年10月31日時点の生産緑地台帳による所有者)

各種手続きについて

農業委員会では、農地法に基づく各種手続きの受付を以下のとおり行っております。

番号	手続名	内容	現地調査 立会有無	期限
1	農地法第3条	農地の所有権を移転する場合に必要な手続き。農業委員会定例総会で許可を受けることが必要。	有	定例総会(例月20日前後)の前月最終営業日まで
2	相続税納税猶予に関する適格者証明	農地等を相続又は受贈により取得した方が、相続税の納税猶予の特例の適用を受けるための証明。終生営農することが要件の一つとなっており、原則、途中での離農ができません。農業委員会定例総会で許可を受けることが必要。	有	定例総会(例月20日前後)の前月最終営業日まで
3	引き続き農業経営を行っている旨の証明	2による特例の適用を継続させるため3年ごとに必要となる手続。税務署から文書で通知があります。	無	税務署から通知があり次第、随時
4	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明	生産緑地の買取申出を行う場合に添付書類として必要となる証明。買取申出を希望する場合、市・都市計画課へお問い合わせください。農業委員会定例総会で許可を受けることが必要。	有	定例総会(例月20日前後)の前月最終営業日まで
5	農地法第3条の3	相続により農地を取得した場合に必要な届出。	無	随時
6	農地法第4条	所有権を自身に残したまま、農地を転用する場合に必要な届出。	無	随時
7	農地法第5条	所有権の移転を伴う農地転用を行う場合に必要な届出。	無	随時
8	都市農地貸借円滑化法に基づく農地の貸借	生産緑地を対象として、農地の貸借を可能とするもの。相続税納税猶予の適用を受けている農地においても農地の貸借が可能となります。貸借にあたっては、市長による事業計画の認定が必要。	有	定例総会(例月20日前後)の前月最終営業日まで
9	農地法第43条、第44条	農作物栽培高度化施設の設置において、農地をコンクリート等で覆う行為について、農地転用に該当しないものとするための必要な届出。	無	随時

補助事業について

市産業振興課では、農業者の皆様へ向けて以下の補助事業を行っております。肥料購入や施設整備を検討している方は、気軽にご相談ください。

番号	事業名	内容	補助率	補助上限額	備考
1	安全安心農業推進事業	堆肥、有機質肥料、フェロモン剤の購入費用の一部を補助	2分の1	3万円 ※認定農業者は6万円	1世帯1年間で1回のみ
		マルチシートの購入費用の一部を補助	3分の1	1万円 ※認定農業者は3万円	1世帯1年間で1回のみ 生分解性と環境安全性が保障されているグリーンプラマークを取得しているものが対象
2	市産農産物等活用推進事業	農産物等を販売する際に用いる資材(市産産物キャラクターめぐみちゃんを表示したもの)の購入費用の一部を補助	3分の2	2万円 ※認定農業者は4万円 ※市内農業者団体等は5万円	1世帯1年間で1回のみ
3	認定農業者経営改善支援事業	認定農業者が経営改善を図るために必要な農業用機械の購入経費、ハウス等の整備経費の一部を補助	2分の1	20万円	認定農業者に個別にお知らせを送付(応募多数の場合、審査)
4	農業体験農園に関する補助	農業体験農園開設に係る費用の一部を補助	2分の1	200万円	開設予定日の前年度9月末までに申請

■東京都の採択によって行われる補助事業

【都市農地保全支援プロジェクト補助金】東京都「都市農地保全支援プロジェクト」事業を活用し、土留め工事や防葉シャッター、防災兼用農業用井戸、簡易直売所の整備等の補助。

※詳しくは市・産業振興課(042-420-2820)までお問い合わせください。

肥培管理について

不適切な肥培管理による雑草の繁茂は、近隣住民の迷惑や苦情の原因となりますので、適切な農地管理をお願いします。

特に夏季は、蚊などの害虫も多く発生する時期となりますので、十分にご注意ください。

直売所情報の掲載について

市では、直売所を設置している農業者様の情報を市HPに掲載し、周知を行っています。

「うちの直売所情報も掲載してほしい」という方がいらっしゃいましたら、市産業振興課までご連絡ください。

めぐみちゃんメニューについて

市では、地産地消と地域経済の活性化を目的に、「めぐみちゃんメニュー事業」を実施しています。多くの市内農業者及び商工業者のみなさまからご協力をいただき、令和2年3月末時点で229メニューを「めぐみちゃんメニュー」として認定しています。

ご自身の作った農産物を使ってめぐみちゃんメニュー事業に参加したい方やすでに市内飲食店等に農産物を出している方はお知らせください。市内の農業を盛り上げていけるよう、農業者の皆さまのご協力を何卒よろしくお願いいたします。



のぼり旗について

農産物の直売所を経営されている方に、のぼり旗を配布しております。のぼり旗を活用して自慢の農産物をアピールしましょう！

ご希望の方は、田無第二庁舎5階の産業振興課までお越しください。



事務局職員の異動について

令和2年4月1日付の人事異動がありましたので、ご紹介いたします。

生活文化スポーツ部主幹兼

農業委員会事務局長 原島 誠

なお、前任の北原事務局長は、議会事務局へ異動されました。お疲れ様でした。

事務局の紹介

農業委員会事務局職員を紹介いたします。農地にお伺いすることもあるかと思しますので、よろしくお願いたします。



(後列左から) 川野、高橋、登坂
(前列左から) 永井、原島、小平

農業者年金のご案内

農業者年金は、確定拠出型の公的年金です。ご自身の将来設計のために積極的に活用し、豊かな生活を実現しましょう。

◇加入要件

次の①～③の全てに当てはまる方

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 年間60日以上農業に従事

詳細は、
農業委員会
事務局まで
お問い合わせ
ください。



編集後記

本号は、令和2年1月の農業委員改選後、初めての農業委員会だよりとなりました。

これからの季節は、気温が高く外での作業は大変厳しいものになるかと思いますが、こまめな水分補給を行いながら乗り切りましょう！

農業委員会は、今後も農業者の皆様のお役に立てるよう様々な情報発信等に努めてまいります。お困りの際は、遠慮なくお問合せください。

編集委員 一同